

## 司法試験の合格者についての声明

ロースクールと法曹の未来を創る会

代表理事 久保利英明

### 1 極めて不当な判定

本日、司法試験委員会が発表した令和3年度の司法試験合格者判定は、司法改革の精神に反し、法科大学院制度を崩壊に導きかねないというだけでなく、多くの多様な弁護士を求めている国民や企業、その他団体の期待に反するもので、極めて不当である。この間、法務省や司法試験委員会は、司法試験合格者の数を恣意的に抑制してきたが、こうした政策は、国民の利益に反するばかりか、一貫して弁護士増加政策をとっているアメリカ、中国、韓国をはじめとする各国の企業と激しい競争を続けている日本企業の利益に反するものであって、到底許容できない。

当会は、来年度以降、合格者数を、少なくとも2,000人以上とすることを求めて、国民とともにさらなる活動を進めることを表明する。

### 2 司法改革の精神に反し、法科大学院制度を崩壊に導きかねない不当な政策

司法試験の合格者数は、2013年度までは2,000人を超えていたが、その後減少に転じ、昨年度には1,450人と1,500人を下回ったが、本年度は1,421人と、2007年以降での過去最低をさらに更新した。これは、極めて異常な数値である。

そもそも、法科大学院制度を導入し、法曹養成制度の中核とする改革が行われる以前の旧司法試験でさえ、1,483人が合格したこともある。しかし、新規に法曹資格を得る者が1,500人程度では、社会の要請に応えられないとして、毎年、少なくとも3,000人程度の、多種多様な新規法曹を生み出すために導入されたのが、法科大学院制度なのである。ところが、その法科大学院制度のもとで、司法試験合格者の数が1,500人を下回るというのでは、何のために法科大学院制度を導入したのか分からない。しかも、合格者のうち374人（合格者全体の約26%）は、法科大学院を修了していない予備試験合格者というのであるから、事態は一層深刻である。社会人経験者や法学部以外の学部出身者など多様な知識経験を有する多くの法曹を養成しようとした法科大学院制度を崩壊に導きかねない法務省や司法試験委員会の政策は直ちに改められなければならない。

### 3 政府の「公約」にも反する

さらに、政府が設置した法曹養成制度改革推進会議は、2015年6月に、「新たに養成し、輩出される法曹の規模は、(中略)当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。」とする「取りまとめ」を公表した。したがって、1,500人程度の新規法曹を輩出することは、社会と国民に対する政府の義務であり、「公約」である。ところが、昨年の1,450人、今年の1,421人という合格者の数は、政府の「公約」違反である。

### 4 弁護士不足と「採用難」

そもそも、2,000人を超えていた司法試験合格者が減少したのは、法務省や司法試験委員会が、合格水準を恣意的に操作してきたためである。その背景には、一部マスコミや弁護士会が主張した「新規弁護士登録者の就職難」がある。こうした「就職難」は、実際には何の根拠もないことは、これまで当会が客観的なデータをもとに指摘してきたところである。根拠もなく合格者数を抑制すれば、「採用難」を招来するのは当然のことである。実際、この間、合格者数を抑制してきたため、近年は、多くの法律事務所や企業、その他の団体が新規登録弁護士を採用することが極めて困難になっている。

ここ数年の新規登録弁護士は、毎年1,250人程度である。ところが、そのうち200人程度は、「5大事務所」を中心とする大手事務所に採用されている (<https://www.jurinavi.com/market/shuushusei/shinro/?id=262>)。実に、新規登録弁護士数の2割近くが5大事務所に就職しているのである。これに対して、全国の法律事務所の数は、約17,000ある。約1,000人の新規登録弁護士を、こうした法律事務所が奪い合うことになる。個人事務所や地方の法律事務所が新規登録弁護士を採用することが極めて困難なのは見やすい道理である。近年、地方での勤務を希望する新人弁護士が少なくなり、給与を上げても採用できないとの切実な声が、各地の法律事務所から寄せられている。

新規登録弁護士を採用できないのは、法律事務所だけではない。法科大学院制度の導入以降、企業や団体に所属する弁護士が増え、現在は、2,000人を大きく超えている。日本には上場企業だけでも3,000社を超える企業があり、組織内に弁護士を希望する団体も多数ある。法律事務所に加えて、こうした企業団体が新規登録弁護士を求めるのであるから、ますます、採用が困難になるのは当然のことである。実際、先般、日本組織内弁護士協会(JILA)は、声明 (<https://jila.jp/wp/wp-content/uploads/2021/08/seimei20210826.pdf>) で、明確なデータとともに、新規登録弁護士の採用が困難になっていることを指摘している。また、東京

の三つの弁護士会は、毎年、合同で、法律事務所や企業が参加する「就職説明会」を開催しているが、2013年は、941人の就職希望者に対して、参加した法律事務所と企業は、83であった。これに対し、2019年には、就職希望者は、518人に減った一方、参加した法律事務所と企業は、156と倍近くに増加している。そのため、参加企業のブースにはほとんど人が寄り付かず、採用担当者の実感としても、弁護士の採用は極めて困難な状況に陥っている。

#### 5 増員を求める声は日増しに高まっている

一般的に「業界団体」は「参入障壁」を設けたがるものであるが、今まで合格者数を減らすことを求めてきた弁護士の団体すら、最近では、合格者数の抑制よりは、増員を求める声の方が大きくなっている。業界の流れも変わる中で、合格者数を抑制し続けている法務省と司法試験委員会は、業界の現状や問題意識を全く理解していないと言わざるを得ない。

#### 6 海外の動向

日本が「弁護士抑制策」を取り続けている間、「弁護士大国アメリカ」は、2020年には弁護士数が133万人になり、前年より7万人近く増えている。実に、毎年、日本の「50年分」の弁護士を作り出していることになる。他方、「米中対立」の渦中の中国は、今年3月の中国司法省の会見によると、弁護士数は52万人で、涉外案件に携わる弁護士だけでも1万2000人に達するという。日本で、本当の意味で、涉外案件に携わっている弁護士は、1,000人か2,000人程度であろう。日本は、中国に抜かれたが、米中に続く世界第3位の経済大国である。日本企業は、世界で米中を始めとする国際企業と競争するほかに、世界各国の規制当局の監督下にある。世界はまさに「司法戦争」の渦中にある。こうした中で、米中両国が「司法戦争」を闘う弁護士や法律事務所を強化している一方で、日本が、毎年1,200人程度の弁護士しか輩出できないとすれば、戦わずして敗北していることになる。

#### 7 国民の弁護士に対するニーズに応えられない

利用者である国民の需要の観点からも、弁護士不足は明らかである。複雑化する社会経済の中で、弁護士が必要とされる分野は無数にある。また、コロナ禍で貧富の格差が拡大する中で、労働問題が噴出し、シングルマザーや子ども、若者の貧困、マイノリティの人権問題など、弁護士が必要とされる分野は無数に存在する。しかし、こうした分野で活動する弁護士は、まだまだ少ない。また、大企業に限らず、多くの中小・零細企業が国際取引に関与する機会が増えているが、大手の渉外事務所以外で国際案件を取り扱える弁護士は、ほとんどいない。

また、日本は、新型コロナウイルスのワクチンの入手で他の先進国に後れをとり、「約束」したというワクチンの入手が遅れたりしていたが、こうした点も、国際法務に精通し、あるいは行政組織の中で政策立案や交渉に携わる弁護士が圧倒

的に不足していることを示している。

以上のように、国民の弁護士に対するニーズは、間違いなく存在している。法科大学院制度のもとで、多様なバックグラウンドをもつ弁護士が輩出され、社会の様々な分野で活躍していることは評価できるとしても、その数は、圧倒的に不足している。国民にとって、「弁護士が増えて困る」ことはないし、実際、未だかつて日本が弁護士の「供給過多」に陥ったことなどない。

## 8 司法の脆弱化は日本の危機

国際化の進展により、国境を越えた紛争が増加している。政府は、国際仲裁の活性化をはじめ、紛争の解決に日本の司法制度が利用される政策を進めている (<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/minjikaikaku/dai3/honbun.pdf>)。しかし、司法試験合格者数を抑制することは、そうした制度を担う人材を確保することと逆行する。

法曹に対する需要が高まっているにもかかわらず、司法試験の合格者数を抑制すれば、日本の司法の基盤が脆弱化の一途を辿ることは確実である。法務省や司法試験委員会がやっていることは、「司法の自殺」そのものである。さらに、こうした政策は、日本の国力、国際競争力を弱めるものであり、国民に対する背信行為でもある。

## 9 当会の決意表明

当会は、創立以来、「頼りがいのある司法」を実現するために、「法曹減員政策」に反対してきた。司法試験合格者が 1,500 人を下回るなどということは、断じて許されるべきものではない。さらに、今日の事態をみると、司法制度改革において「当面の目標」とされた、「新規法曹 3,000 人」を実現するべきであると考え。そのため、早期に、2,000 人を超える合格者を出すよう求めるものである。

当会は、その実現に向けて、今後も国民を巻き込んだ活動を続けていくことを決意するものである。

以上